

○総務省令第五十三号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十七日

総務大臣 野田 聖子

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(業務方法書の記載事項)
 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(業務方法書の記載事項)
 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

「一・二 略」

「一・二 同上」

三 法第十三条第一項第三号に規定する郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務に関する事項

〔新設〕

四 法第十三条第一項第四号に規定する業務に関する事項

五 〔略〕

六 〔略〕

七 〔略〕

八 法第十五条第一項に規定する郵便貯金管理業務（法第十条に規定する郵便貯金管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項

七 法第十五条第一項に規定する郵便貯金管理業務（法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項

九 〔略〕

十 法第十八条第一項に規定する簡易生命保険管理業務（法第十条に規定する簡易生命保険管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項

十一 業務委託の基準（第八号及び第十号に掲げるものを除く。）

十二 〔略〕

十三 〔略〕

別紙様式第一（第十六条関係）

〔第1～第3 略〕

〔第1～第3 略〕

第3の2 郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金		借入金	
現金		短期借入金	
預金		長期借入金	
その他資産		その他負債	
前払費用		未払費用	
未収収益		前受収益	
その他の資産		その他の負債	
有形固定資産		賞与引当金	
土地		役員賞与引当金	
減損損失累計額		退職給付引当金	

別紙様式第一（第十六条関係）
 〔第1～第3 同左〕
 〔新設〕

建物 減価償却累計額 減損損失累計額 建設仮勘定 その他の有形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額 無形固定資産 ソフトウェア 減価償却累計額 その他の無形固定資産 減価償却累計額 減損損失累計額		負債の部合計 (純資産の部) 設立時資産・負債差額 資本剰余金 資本剰余金 資本剰余金合計 利益剰余金 (又は繰越欠損金) 前中期目標期間繰越積立金 積立金 当期末処分利益 (又は当期未処理損失) (うち当期総利益 (又は当期総損失)) 利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計 純資産の部合計 負債及び純資産の部合計	
資産の部合計			

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は財産の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げである科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 平成 11 年 4 月 27 日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

【第 4～第 6 略】

第 7 郵便局ネットワーク支援勘定に係る損益計算書

郵便局ネットワーク支援勘定に係る損益計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位 円)

科 目	金 額
経常収益	
資産運用収益	
預金利息	
その他の資産運用収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
借入金利息	

【第 4～第 6 同左】

【新設】

<p>その他の支払利息 その他の業務費用 事業費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の事業費 一般管理費 人件費 物件費 減価償却費 租税公課 その他の一般管理費 その他経常費用 経常利益（又は経常損失） 特別利益 不動産動産処分益 その他の特別利益 特別損失 不動産動産処分損 減損損失 その他の特別損失 当期純利益（又は当期純損失）</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に拘りがある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。</p> <p>2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。</p>		

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号の施行の日（平成三十年八月二十日）から施行する。

（改正法附則第三条第一項の規定による郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れの承認の申請等）

第二条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、改正法附則第三条第一項の規定により郵便局ネットワーク支援勘定（改正法による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）第十九条第三号に定める郵便局ネットワーク支援勘定をいう。以下同じ。）への繰入れの承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 繰入れを必要とする理由
 - 二 繰入金額及び積算の基礎
 - 三 法第十条に規定する郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務（以下それぞれ「郵便貯金管理業務」又は「簡易生命保険管理業務」という。）の運営に支障のない理由
 - 四 実施予定期日
 - 五 その他繰入れの承認に関して必要な事項
- 2 総務大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、改正法附則第三条第一項の規定による郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れが郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に

支障を及ぼすことがないかどうかを審査するものとする。

3 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、改正法附則第三条第二項の規定により郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定（法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定をいう。）又は簡易生命保険勘定（同条第二号に定める簡易生命保険勘定をいう。）に繰り入れようとするときには、繰入金額の額及び実施予定期日を総務大臣に通知しなければならない。

4 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。